

第 161 回宮城県都市計画審議会議事録

日 時：平成 25 年 1 月 10 日（木）

午後 1 時 30 分

場 所：県庁行政庁舎 4 階 特別会議室

次 第

1 開 会

2 報 告

第 160 回宮城県都市計画審議会議案の処理について

3 議案審議（1 件）

議案第 2268 号 石巻広域都市計画道路の変更について

4 そ の 他

5 閉 会

第161回宮城県都市計画審議会出席委員

○ 委 員

伊 藤 惠 子	株式会社はなやか代表取締役
牛 尾 陽 子	公益財団法人東北活性化研究センターフェロー
大 山 弘 子	日本ビオトープ管理士会理事
木 下 淑 惠	東北学院大学法学部准教授
佐 藤 政 典	公益社団法人宮城県建設センター理事長
高 橋 克 子	宮城県医師会常任理事
森 杉 壽 芳	日本大学総合科学研究所教授
五十嵐 太 乙	農林水産省東北農政局長（代理）
長谷川 伸 一	国土交通省東北運輸局長（代理）
徳 山 日出男	国土交通省東北地方整備局長（代理）
森 田 幸 典	宮城県警察本部長（代理）
奥 山 恵美子	宮城県市長会会長（代理）
内 海 太	宮城県議会議員
仁 田 和 廣	宮城県議会議員
長谷川 洋 一	宮城県議会議員
佐 藤 正 昭	宮城県市議会議長会会長
大 須 賀 啓	宮城県町村議会議長会会長

（以上 17 名）

1 開 会

（1）新任委員の紹介

○事務局（鈴木総括） 定刻でございますので、ただいまから第 161 回宮城県都市計画審議会を開催いたします。

議事に入ります前に、前回の審議会以降に、委員の委嘱替えがございましたので、御紹介いたします。

宮城県議会議員の仁田和廣委員でございます。

同じく宮城県議会議員の長谷川洋一委員でございます。

（2）会議の成立

○事務局（鈴木総括） 続きまして、本日の会議の定足数でございますが、現時点におきまして、代理出席の方を含め、15名の委員の御出席をいただいております。定足数の10名を超えておりますので、都市計画審議会条例第5条第2項の規定により、会議が有効に成立していることを御報告申し上げます。

なお、伊藤委員、牛尾委員におかれましては、御都合により若干遅れる旨の御連絡をいただいております。

なお、代理出席の方のお名前でございますが、お配りしております座席表に記載してございますので、御参照願います。

（3）会議の公開・非公開についての報告

○事務局（鈴木総括） 続きまして、本日の会議の公開の扱いでございますが、本日御審議いただきます議案は、非公開とする議案に該当しておりませんので、議案はすべて公開とさせていただきます。

（4）傍聴人への注意等

○事務局（鈴木総括） 次に、傍聴される方々にお願いでございます。会議の傍聴に当たりましては、お手元に注意事項をお配りしておりますので、遵守いただきますようお願いいたします。

（5）マイクの説明

○事務局（鈴木総括） また、委員の皆様におかれましては、御発言の際は、マイクをお渡ししますので、挙手をいただきますよう、お願い申し上げます。

（13:35 牛尾委員が到着）

（6）議長に進行引き継ぎ

○事務局（鈴木総括） それでは、御審議をお願いいたしますが、会議の議長につきましては、都

市計画審議会条例第5条第1項の規定によりまして、会長が行うこととなっております。森杉会長、よろしく願いいたします。

(7) 議事録署名人の指名

○森杉議長 それでは、ただいまから会議を開きます。

最初に、本日の審議会の議事録署名人を指名させていただきます。高橋克子委員と、仁田和廣委員にお願いしたいと思います。

2 前回議案の処理報告

○森杉議長 それでは、第160回審議会における議案の処理状況について、事務局から御報告お願いいたします。

○事務局（櫻井都市計画課長） それでは、前回の議案の処理状況につきまして御報告いたします。お手元の議案書の3ページを御覧いただきたいと思っております。

前回、第160回の審議会におきまして、議案第2267号「仙塩広域都市計画道路の変更について」を御審議いただきましたが、処理結果の欄に記載のあるとおり、審議結果に基づきまして、所定の手続きを全て完了しておりますことを御報告いたします。以上でございます。

○森杉議長 以上の報告につきまして、御質問ございませんか。

〔「なし」と発言する者多数あり〕

○森杉議長 よろしいですね。それでは、以上で、第160回の審議会における議案の処理報告を終わります。

3 議案審議

議案第2268号 石巻広域都市計画道路の変更について

○森杉委員 それでは、本日の議案の審議に入ります。本日の審議案件ですけれども、これは議案第2268号、これ1件のみです。大変大切な議案ですが、1件のみであります。円滑な議事運営に努めて参りますので、御協力の程お願いいたします。

それでは、議案第2268号、「石巻広域都市計画道路の変更について」を、議題といたします。事務局から、議案の内容の御説明をいただきます。

○事務局（櫻井都市計画課長） 議案第2268号「石巻広域都市計画道路の変更について」を御説明申

上げます。

まず、議案書5ページをお開きいただきたいと思います。

都市計画道路「3・2・1河南石巻工業港線」ほか5路線を変更するとともに、都市計画道路「3・4・113矢本大曲線」を追加するものでございます。

ゴシック体で強調している箇所が変更点となっております。

まず、都市計画道路「3・2・1河南石巻工業港線」は次に御説明いたします、「3・2・2門脇流留線」の変更に伴いまして、終点位置を変更するものであります。それに伴い延長を約8,250mから約8,020mに変更します。また、これまで車線数が定められておりませんでしたので、この変更に伴い併せまして、4車線と定めるものでございます。

都市計画道路「3・2・2門脇流留線」でございますが、これは石巻市震災復興基本計画におきまして津波減勢のための高盛土道路に位置づけられている道路となっております。起点をこれまでの「東松島市矢本一本杉」から「石巻市門脇字元明神」に変更し、名称をこれまでの「矢本流留線」から「門脇流留線」に変更するものであります。また、延長を約16,930mから約12,830mに変更いたしまして、合わせて、幅員を30mから38mに変更し、車線数を2車線と決定するものであります。

都市計画道路「3・4・10新橋双葉線」は「門脇流留線」の変更に伴いまして、終点が移動することになります。従いまして、延長を約1,620mから約1,870mに変更いたします。こちらも車線数を2車線と決定するところでございます。

都市計画道路「3・4・16石巻駅本草園線」につきましては、これも同じく「門脇流留線」の変更に伴いまして、終点位置を変更するものであります。それに伴いまして延長を約1,670mから約1,940mに変更するものであります。併せてこちらも車線数を2車線と決定するものであります。

議案書の6ページを御覧いただきたいと思います。

都市計画道路「3・4・17門脇稲井線」は、次に説明いたします「南光門脇線」の変更に伴いまして、起点が移動するものであります。それに従い延長を約6,510mから約6,490mに変更し、車線数を2車線として決定するものであります。

都市計画道路「3・2・18南光門脇線」につきましては「門脇流留線」と同じく、石巻市震災復興基本計画におきまして、いわゆる高盛土道路に位置づけられている道路となっております。延長を約1,220mから約1,080mに変更して、幅員を15mから37.5mに変更し、幅員の変更に伴いまして、路線番号を「3・5・18」から「3・2・18」というふうに変えるものであります。車線数は2車線となります。

最後に都市計画道路「3・4・113矢本大曲線」につきましては、もともと「矢本流留線」の一部となっていたものであります。また、「矢本流留線」が「門脇流留線」となりまして、石巻市で完結する道路となりますことから、東松島側の道路を新たに「矢本大曲線」として決定するものであります。延長は2,270m、幅員17m、車線数は2車線となっております。

同じく6ページに変更の理由を記載しております。

読み上げさせていただきますと、「東北地方太平洋沖地震及びその後が続いた大津波により、壊滅的な被害を受けた石巻市及び東松島市において、両市の震災復興計画に基づき、災害に強いま

ちづくりを推進するため、避難路及び多重防御施設等となる都市計画道路の変更を行うもの。また、併せて三陸縦貫自動車道の無料化に伴う交通量の見直しにより、幹線街路網の見直しを行うもの。」としております。

ここ石巻市は死者・行方不明者約 4,000 人にのぼる国内最大の被災地でございます。沿岸域におきましては、住宅のみならず工場、いわゆる事業所をはじめ、学校・病院・総合支所等の公共施設が壊滅的な被害となりました。また、全域でライフラインが停止したため、都市としての機能が失われたところであります。

これをうけ石巻市では、平成 23 年 12 月に「石巻市震災復興基本計画」を策定し、復旧・復興を実現していくに当たっての道標としていただいております。その中で、市街地エリアにおきましては、「市街地の安全の確保を第一に、多重防御による災害に強いまちづくりを目指す。」としていただいております。

ここで参考資料の 1 ページを御覧いただきたいと思っております。こちらの図面でございますが、復興特区法に基づきまして、石巻市と県で共同作成・公表していただいております「石巻市復興整備計画」の土地利用構想図となっております。また、右下の復興のイメージの断面図でございますが、これは石巻市の資料からの抜粋となっております。

まず、断面図の方を御覧いただきたいと思っております。石巻市では、海や河川からの津波や高潮に対しまして、いわゆる防潮堤や河川堤防、そして高盛土道路、これらの多重の整備によりまして、住宅地や中心市街地の安全確保を図ることとしていただいております。断面図の左手側が海側となりまして、津波の第 1 防御といたしましていわゆる「防潮堤」、2 番目の防御といたしまして今回議論いただいております「高盛土道路」、これを整備することとしていただいております。

土地利用構想図の方を御覧いただきたいと思っております。

この図面の中で、青いラインが高盛土道路でございます。そしてピンク色となっておりますところが避難路、あるいは輸送路となっております。今回都市計画決定をいたしますのが、この高盛土道路、そしてそれに関連する道路というふうになってございます。石巻市では、この高盛土道路から海側、下側の区域を建築基準法に基づきます、いわゆる「災害危険区域」に指定しまして、図面では災害危険区域については黄色のラインで囲われた区域としていただいておりますけれども、これらの区域については、住居等の、いわゆる居住の用に供する建築物の建築を制限していただいております。一方、高盛土道路から北側、上側につきましては、住居系の土地利用、高盛土道路より南側は、逆に産業系でありますとか工業系、こういった土地利用、あるいは公園、こういった非住居、非可住地に区分することとしていただいております。

また、「災害危険区域」、すなわち非可住地となる区域の被災者の方々につきましては、青色の矢印が見えますが、青色の矢印は移転の動きを示してございまして、例えば三陸縦貫道の石巻河南インターチェンジ付近の「蛇田地区」、あるいは図面右側の「渡波地区」、これらの新市街地へ、防災集団移転促進事業等によりまして集団移転していただくということとしていただいております。

ここで、議案書に戻りまして、7 ページをお開きいただきたいと思っております。

こちらは石巻広域都市計画の図面となっております。図面の左手側が東松島市、右手側が石巻市というふうになってございます。図面右下の凡例にありますとおり、ピンク色が現在の都市計画決定されている区域、赤色が追加する区域を表してございまして、黄色が廃止する区域と

なっております。

ここで、先ほどの土地利用構想図と見比べながら御覧いただきたいと思いますが、高盛土道路として決定するのが、「門脇流留線」と「南光門脇線」になります。

「門脇流留線」は、図面で石巻港の北側に3本のラインがございますけれども、その一番上の黄色いラインから、真ん中の赤いラインに変更すると、こういうかたちになってございます。石巻港の北側の、北上運河の辺りから西側に進みまして、日和大橋を渡って、石巻漁港、渡波駅、万石浦駅方面に至る道路と、こういうふうになってございます。「門脇流留線」は変更前はいわゆる「矢本流留線」という名称で、東松島市の旧矢本町までつながる都市計画道路となっておりますけれども、今回石巻市側を高盛土道路として変更するとともに、三陸縦貫自動車の無料化に伴いまして、いわゆる交通量の見直しを行いました結果、両市を結んでいた区間を廃止するというようにしてございます。

「南光門脇線」も同じく高盛土道路でございまして、旧北上川右岸側の日和山の南側を東西に通る道路となっております。多重防御ラインといたしまして、「門脇流留線」と「南光門脇線」が重複する区間については、「南光門脇線」が高盛土道路として機能することとしております。

石巻市のその他の道路でございますが、この「門脇流留線」「南光門脇線」の変更の影響で、それぞれ起終点の変更を行うといった内容でございます。

「河南石巻工業港線」でございますが、これは図面左上の旧河南町のしらさぎ台ニュータウン辺りから南に進みまして、北上運河の辺りで直角に曲がりまして、石巻港の北側を西側に進みまして、石巻港貨物線の辺りまでの道路というふうになってございます。終点部分を変更してございます。

「新橋双葉線」でございますが、これは図面ちょうど真ん中ほどの仙石線「陸前山下駅」から南に進んでおりまして、「門脇流留線」に至る道路となっております。終点をこれまでの黄色の「矢本流留線」の位置から今回決定いたします赤色の「門脇流留線」まで延伸するという内容でございます。

「石巻駅本草園線」でございますが、これは市街地中心部の石巻駅、ここから南西方向、図面で見ますと左斜め下に進みまして、「新橋双葉線」に至る道路となっております。これは終点の位置を変更するという内容でございまして。

「門脇稲井線」につきましては、図面中程よりちょっと上でございますが、いわゆる石巻市トゥモロービジネスタウン、この辺りから南に進みまして、旧北上川を渡って、石巻駅から日和山を経由いたしまして、「南光門脇線」に至る道路となっております。この南光門脇線の変更に伴いまして、終点位置が若干北側に移動するために、延長が短くなっていると、こういった内容でございまして。

東松島市側の「矢本大曲線」でございますが、これは旧矢本町市街地の南側を東西に通る道路となっております。元の矢本流留線の内、JR仙石線と平行する「国道45号」と都市計画道路「大曲境堀線」の間を新たに「矢本大曲線」として決定するものでございます。

申し訳ございません、参考資料2ページをお開きいただきたいと思っております。

参考資料の2ページから4ページにわたりましては、変更箇所を拡大した図面となっております。

まず、2ページでございます。

こちらは、石巻市の市街地の西側の図面となっております。図面の着色でございますが、右上の凡例のとおり、先ほどと同じとなっております。平面図の下に標準断面図を載せてございます。また、図面で青の破線で丸く括っている箇所の交差点の詳細図につきましては、参考資料の5ページから6ページでございます。

真ん中の赤いラインが、新たな「門脇流留線」となっておりまして、上の黄色いラインを廃止いたしまして、赤いラインに変更するということになってございます。ここで、「B-B'」の標準断面図を御覧いただきたいと思いますが、こちらが、高盛土道路の断面ということになってございまして、都市計画決定の幅は、高盛土道路本体と法面、及び側道、歩道を含みまして、38m、この真ん中の部分を上げて高盛土道路と、こういったかたちになってございます。

参考資料3ページを御覧いただきたいと思います。

こちらは、石巻市街地の東側の図面ということになります。

ここで、「C-C'」断面が「南光門脇線」、「E-E'」断面が「門脇流留線」、この高盛土構造部の標準断面図となっております。「南光門脇線」につきましては高盛土道路本体と法面、及び北側の側道と歩道を含みまして全幅37.5mとしてございます。「門脇流留線」につきましては高盛土道路本体と法面、及び両側の側道と歩道を含みまして全幅50.0mとしてございます。

次に参考資料の4ページをお開き願います。

こちらは、東松島市側の図面となっております。「矢本大曲線」につきましては、もとの「矢本流留線」とほぼ同じルートとなっておりますが、交通量を見直した結果、幅員を30mから17mに変更しております。断面構成は、「F-F'」の標準断面図のとおり、3mの車線2車線、幅員3.5mの両側歩道に、こちらは交差点が短い距離で連続してございますので、右折レーン若しくはゼブラ帯3mを加えまして、全幅で17mということになってございます。ここは高盛土の道路形式ではなく、一般道の配置になってございます。

参考資料の5ページをお開き願います。

参考資料の5ページと6ページでございますが、これは交差点の詳細図となっております。

まず、5ページでございますが、交差点計画図aは、「河南石巻工業港線」と「門脇流留線」との交差点でございます。「門脇流留線」につきましてはこの区間で高盛土道路から平面道路にすりつけるということとなります。

交差点計画図cにつきましては「南光門脇線」と「門脇流留線」との交差点というふうになりまして、ここはいわゆる高盛土道路の交差というかたちでこのような交差形状となります。

参考資料6ページを御覧いただきたいと思います。

こちらにつきましては、東松島側の交差点となります。

最後に、参考資料の7ページをお開きいただきたいと思います。

ただ今御説明しました、石巻広域都市計画の変更でございますが、県決定の案件の他に、石巻市の決定がございます。こちら石巻市の復興基本計画を実現するための都市計画決定となっております。県決定と関連がございますので、参考までに、御紹介いたしたいと思っております。

今回、県決定と同時に石巻市で決定いたしますのは、都市計画道路といたしまして、旧北上川左岸側の「3・1・39 湊中央線」及び、元々の「矢本流留線」上の「3・4・40 釜大街道線」で

ございます。また、都市計画緑地といたしまして7号「防災緑地1号」がございます。

「湊中央線」と「防災緑地1号」は県決定の「門脇流留線」、また「南光門脇線」と同様に、多重防御施設として高盛土によって津波を防御するものでございまして、標準断面図のとおり、高盛土構造としております。

また、「釜大街道線」につきましては、県決定で廃止する「矢本流留線」とほぼ同様のルートとなるものでございますが、石巻市としては、この区間は、2市をまたぐ幹線道路としての位置づけがなくなるものの、石巻市内の補助幹線道路、あるいは避難路としての必要性があることから、新たに市決定として都市計画決定するものでございます。

以上で、議案第2268号に関する説明を終わります。

なお、縦覧の結果、意見書の提出はございませんでした。

御審議の程よろしくお願いいたします。

○森杉議長 ただいまから御審議いただきますが、まずは、事務局から説明がありました。皆様方の御質問・御意見をお願いいたします。どうぞ。

○仁田委員 私は今回初めて出席をさせていただいて、まず大事なことは、参考資料7ページにある、石巻市の都市計画決定との整合性ですよね。要するに今回の大震災を受けて、地域でのいろんな懸案、道路をどう造りたい、また避難道路をどうしたいというのは、これは県の都市計画決定と表裏一体の関係だと思うんですね。ですから本来でしたら、今日は課長が説明するのではなく、石巻市の方も出て、一緒に整合性をもってやられるのがいいのかなと。ただ、市町村代表の議長さん方もおられるからということもありますけれども、やはり石巻、東松島の当局の方々の意見も、僕としては聞いておきたかったなと思います。答弁なければいいです。

ただ、今、国が復興局でやっている復興のやり方はほとんど原形復興なんです。ですから、現状を見てもうちょっと、道路の拡幅をしてほしいとか、避難道路ももっと作ってほしい、そのへんはなかなか前に進まないのが現状なものですから、やはりせつかく、こういう都市計画を審議するのにあたって、国の方針は政権が変わったから、今度はもっと違う方向に出てくるんだろうけれども、原形復旧ではなく、やはり避難、災害対策、今後の運用、例えば道路の利用状況など、それは若干加味する程度にして、ある程度将来のものを踏まえた計画の見直しというのは大変僕は大事だと思うんですね。ちょっと質問の焦点がずれてしまったけれども、いずれ大事なことは、原形復旧に固執しないで、今回の計画は、僕はだいぶ進んでいるなあというふうにみさせていただきましたけれども、その辺について県としてどう考えているのか。2点、お尋ねしたい。

○事務局（櫻井都市計画課長） まず、最初の点。今回の原案は、市の計画を実現するための計画決定の変更でございまして、その中で県道に係る部分について今回提案させていただいたわけでございます。あと、その他の起終点が変わるものについては、県道がかぶる部分をこちらでお願いするというので、もちろん7ページにもありますとおり市の決定とは表裏一体であります。我々といたしましては、十分市の計画とすりあわせる形で、この都計審の場に提案をさせていただいている気持ちでございまして、必要に応じて、担当の方、あるいは首長さんも含めて、

こういった場で、市の考えを述べてもらうなど、必要であれば柔軟に対応していきたいというふうに思っております。

それから、現況復旧が中心となる計画が多いということですが、今回の路線は、相当程度高盛土で、今回変更の部分だけでも250億程の事業費になります。復興庁からは、この計画については、概ね良好であろうといわれておまして、実際には復興交付金の対象にもなるというふうなお話もいただいておりますので、その意味においては、この石巻市の防災計画の根幹となりますいわゆる多重防御、単なる復旧ではない、質の高い、レベルのアップした道路になるというふうに思っております。その他の復旧につきましても、復旧を基本としつつも、なるべく我々といましては、復興につながるような形で、様々な提案を復興庁、あるいは国土交通省の方にもにして行ければと。それにあわせた都市計画決定の内容に整理していきたいというふうに思っているところでございます。

○仁田委員 概ね私もとしますけれども、やはり地域地域で、今回は大変な震災があり、それから重大な懸案も含めて、大きないろんな計画を持っているんですよ。県道に絡んでもそうですし、又地域の道路にしてもそうなので。やはり今後とも、密接に首長さんなり、地域の計画とうまくあわせて、県の方でも作って貰えるように要望しておきます。

それから後段、都市計画関係では今のように、だいぶ進んだ方向性を出していると思うんだけど、他の、例えば河川とか、港湾を含めて、意外と原型復旧に、それにプラスアルファ、津波の状況やいろんなものを見て意見を出してもなかなか通らないのが現況なんですよ。そういう悩みがあるということで、復興局なりいろんなところと話す機会があれば、新政権になりましたから、もっと前向きになると思うけれども、いずれその辺要望しておきますので、よろしく願いいたします。

○森杉議長 ありがとうございます。他にどうぞ。

○長谷川洋一委員 県議会議員の長谷川洋一です。お話の中で、石巻市と県の都市計画課とのすりあわせが行われたということでもありますので、特にその中で課題になったこと、今後に向けての問題点、その辺どのようにとらえていらっしゃるか。そしてまた、この計画が出され、高盛土ということで進む部分も結構ある訳ですが、相当程度の事業費というのがかかってくると思うのですが、その道路が完成を見るのはどのくらいの期間を要するのか、その辺をお伺いしたいと思えます。

○事務局（櫻井都市計画課長） 今、計画的には非常に、市のまちづくり計画と整合のとれた絵になっているという風に思っているところでございます。やはり問題といましては、事業のスピード。事業費の確保は先程申しましたとおり復興庁とも、あるいは国土交通省とも調整が一定程度とれまして、事業費の確保もおおむね大丈夫だろうというふうには踏んでいるところでございますけれども、やはりいかに短期間でこの事業を進めていかなければならないのかというのが非常に大きな課題となっているとともに、それが全てだという風に思っております。目標とい

たしましては、平成27年を目標にこの整備をしていきたいというふうに思っておりますけれども、まだこれから具体的な、詳細な設計、あるいは地元、地元とは、かなりの密度で説明会をしたりしておりますけれども、これから用地買収したり、あるいは土地の確保、事業の盛土材の確保、資材の確保も含めて、とにかくスピードアップと、適切な、約束どおりの事業期間内に終わらせるというのが最大のポイントだという風に思っております。

○森杉議長 他にどうぞ。

○佐藤正昭委員 どうも御苦労様でございます。我々今回、都市計画道路の審議をせよということでありまして、当然この、復興整備計画、これとの兼ね合いがあるわけでありまして。そういった中でですね、我々審議をする委員に対してですね、まずは防潮堤があって、そして高盛土道路で二線堤として防御をするということでありまして、そうすれば、あの3.11の災害の時にですね、どの程度浸水したのか、現状がどうなのかという資料をですね、しっかり提示をしていただかないと、これは不親切ではないかなと私は思っているんですよ。私もここ何回か参加をしてですね、やはり我々審議会の委員に対してですね、しっかりと審議をするためにですね、そういう資料をしっかりと整えていただくということがですね、私はあるべき姿だという風に思うんですよ。そのところについて、是非あるのであれば、そういう現況と、一番ひどいときにどこまでどういう浸水状況だったのか、そういうことがあってですね、我々は審議できるんじゃないかと思っているんですけど。

○森杉議長 事務局の方、説明はできますか？ どうぞ。

○事務局（櫻井都市計画課長） 申し訳ございません。今、手許にですね、当時の浸水域がどのくらいかという資料がございますし、多重防御で、どういった防御を考えているかということもございますので、取り急ぎコピーをさせていただいて、後ほど改めて説明させていただきたいと思っております。基本的には、考え方としましては、対象とする津波は一線堤といわれる、参考資料の1ページでございますけれども、いわゆる海岸堤といわれる赤いライン、海岸防潮堤の整備、これがいわゆる100年に1度、あるいは50年に1度という、比較的頻度が高い津波に対して防御をするという考え方になってございます。我々の言い方でいいますとレベル1という、こういった津波、地震動に由来する津波に対しては、この赤いラインで完全にまもるという形をとってございます。特にこの赤いラインで今問題になっているのは高さの問題で、目の前にすごい高い壁があって海が見えなくなると、そういった議論がありますけれども、我々としては、比較的頻度の高い津波についてはこの海岸堤で守ると。それからいわゆる多重防御といわれている、この青いラインでございますけれども、これはそれを超える波。今回の東日本大震災で体験したような津波。500年、それくらいのスパンで来る津波、これについて青色のラインで守っていこうというふうに考えてございます。基本的に青いラインの内側、陸側については、若干こぼれても、そこで又戻って都市活動ができる。青いラインの海側、これは相当壊滅的な被害になりますので、そこではいわゆる住居系といいますか、人が住むところにはしないで、やはり産業系でありますと

か、そういった土地利用の循環にしていこうと、こういった考え方でございます。シミュレーションにつきましては後ほど参考までに御覧いただきたいと思いますが、いろいろな与条件によってシミュレーションも変わる訳なのですが、今回の津波を再現した場合に、このくらい守れるだろうといったところでラインを引いているところでございます。その内・外で、各市町が具体的なまちづくりの計画を展開していくというような内容になってございます。

○森杉議長 後からもう少し、資料を御覧いただけるとは思います、今のようなお話でよろしゅうございますか。

他にどうぞ。

○牛尾陽子委員 ひとつ質問がありまして、高盛土道路、これは何mの盛土を考えてらっしゃいますか。

○事務局（櫻井都市計画課長） 場所によって違いますが、概ね3.5mで考えております。

○牛尾陽子委員 実は、今後非常に、復興において重要な問題となりそうなのが、課長も先程ちょっと言及されてましたけれど、土をどう調達するか。つまり、福島県では、今除染などで、そこに土を入れなくてはいけないし、宮城県も岩手県も、全部沿岸部は盛土で考えてますよね。今平成27年に完成とおっしゃってましたけれども、この場合かなりの長さの高盛土道路で、土の調達はどのように考えているのか。

○事務局（櫻井都市計画課長） 実はこの高盛土道路だけではなくて、特に南部低平地、仙台平野を含む南部低平地と石巻から南側については、今回河川についても、今までは水門方式で津波を止めようということだったんですが、今回の経験からいって、もう水門もなかなか厳しいということで、堤防をそのまま上げて津波に対応していこうというような考え方でおります。あと、先程申したとおり、南部低平地が全てだいたい高盛土の道路を作りながらやっていく状況になってございますので、今、全土木と、国も含めて全ての、土の供給計画を作っているところでございます。年次の問題もございまして、いつ頃ショートといいますか、足りなくなるかというところを、今かなり精緻に量っているところでございます。どちらかというやはり北側の、三陸の上の方は、それなりに土がバランスができていかなというふうに思っているんですけども、下の方、南部低平地の方の土の供給計画を精緻にしていかなければならないというふうに思っております。基本的に、今の土取りの考え方としては、各市町の中での供給バランスを基本としているんですけども、やはり、広域調整が絶対必要だと思っております、今実はそれも含めて、供給計画を、精緻なやり方をしているというのがひとつでございます。あともうひとつは、仙塩広域も含めて、開発の余剰地といいますか、そういうのがありまして、その整理があるだろうというふうに思っております。ただ、土取りをすることによって、市街化区域の編入が加速化するということになると、なかなか他の権利関係もございまして、基本的には、土取りをするエリアというのを指定して、県、公側が指定して、基本的にそれは県が、あるいは市が持っている

土地，というのが一番だと思うんですけど，そこから供給できないかと。そういった具体的な土取りの供給地も，今検討に入っているところでございます。

○牛尾陽子委員 もう一つだけ質問したいんですけど，東松島市でURが，野蒜地区，旧野蒜駅前のところ，後背の山を切り出して，そこで土盛りしてまちづくり，というのもあるんでしょうか。URで，山を削ったときの土なんかを広域的に供給っていうのは，まだ考えていないんでしょうか。

○事務局（櫻井都市計画課長） それも大いに検討しております。ちなみに，東松島市さんの方で，需給バランスが一定程度，実はとれていて，東松島の外に出る程余っているかということ，意外と，海岸堤の部分でありますとか，あるいは，あそこの中でも集団移転の部分が駅側にありますので，そこに使ったりしているようで。いずれにしても，全てを，「入」と「出」の整理をさせていただいているところでございます。まだ，完全に足りきっているところではないんですが，いずれ広域調整も含めたことが必要だろうと思っているところであります。

○森杉議長 どうぞ。

○大山弘子委員 復興計画ですけれども，もちろん，復興ということが一番大切なことですが，そのやり方として，誇りある復興計画にするためには，自然への配慮というの盛り込んでいただけたらと思います。例えば，防災緑地と書いてありますけれども，緑地は従来の造園木とか外来種でしめられるのではなくて，その土地土地で違う，生物多様性というものに配慮した緑地にしていただけたらと思うし，例えば高盛土道路ですね，そうした場合，道路がずうっと続く区間に関しては，そこから，海から内陸への動物の移動が全く遮断されてしまいます。宮城県では有名なのが鬼首エコロードですけれども，エコロードという視点がありまして，やはり自然と共生した道路造りということで，ボックスカルバートを作って動物の移動をきちんと確保したり，そういうことは海外でも盛んにやられていて，日本でも昔から取り入れられてきていることですが，そういった，いろんな配慮をした，これからの私たちが誇れる復興計画にしていきたいなと思います。

○事務局（櫻井都市計画課長） まさにそのとおりだと思っておりますので，これから具体的に，道路についての詳細の設計をこれからする段階でございます。その設計の中で，今の御指摘の内容についての考えを十分反映させていきたいというふうに思っておりますし，併せて，いわゆるアセスメントの評価項目にならなくても，事前の，アセスに準拠する形での評価でありますとか，あるいは，施工中あるいは施工後の評価につきましても，取り組んでいきたいという風に思っております。ややもすると，やはり，復旧の方が，スピードの方を優先しがちでございますが，なかなか我々も，環境までの配慮というところになりますとおそろかになりますので，そのようにならないように，節目節目で考えながら進んでいきたいというふうに思っております。

(14:05 伊藤委員が到着)

○森杉議長 他にどうぞ。よろしければ。

先程の件は、資料はもう少し待つてほしいということですね。

○事務局（櫻井都市計画課長） 今用意しておりますので。

○森杉議長 他にございませんか。

先程の、環境関係の問題は、都市計画決定した後、環境アセスメントというのは必要になっているんですか。

○事務局（櫻井都市計画課長） 事業規模上は、アセスの案件にはあたらないボリュームなんですけれども、やはり御指摘のとおり、そういった環境への配慮、造作も含めてですね、植生も含めて、それは当然のごとく意識してやっていかなければならない話でありますので、それは当然設計の中で配慮していきたいと思っておりますし、こういった形でアセスメントの考え方を取り入れるか、検討したいと思っておりますけれども、やはり環境に配慮した中での多重防御の道路の作り方、維持管理のあり方というのは、当然配慮していくべき話だと思っておりますので、やり方も含めて、いろいろ教えていただければと思っております。いずれ、何らかの環境に配慮した設計は確実にやっていきたいというふうに思っております。

○森杉議長 あと私の方からですけれども、参考資料の方で、石巻の復興整備計画がありますが、今回の対象は東松島の復興計画は、ここには載っていないんですけれども、今回の都市計画決定と連動すると思うんですが。その点はいかがですか。

○事務局（櫻井都市計画課長） いわゆる高盛土道路の位置づけとなりますと、石巻市の復興整備計画で、今回変更いたします道路が位置づけられております。東松島側は、今回変更するのは高盛土道路としての位置づけではなくて、併せて、もともとの矢本流留線も変更で消したり、という中身がございますので、都市計画道路としては一体ものとして御提案しておりますけれども、今回対象路線が東松島市も高盛土道路としての位置づけはない、ということがございます。

○森杉議長 そうすると、東松島市の方は、高盛土道路という多重防御系はやらないということですか。やるんですか。

○事務局（櫻井都市計画課長） 一般道、市道とか、その部分を嵩上げて守るということになってございまして、もうちょっと、イメージ的には海側の道路、これを高盛土道路として位置づけて、今回の、元々の矢本線は、どちらかという町場側の道路でございまして、そこは高盛土道路ではない、一般的な平らな道路というような形になります。

○森杉議長 分かりました。

それでは、御意見ございませんか。

それでは議案 2268 号について、原案のとおり承認することに御異議はございませんか。

[「なし」と発言する者多数あり]

○森杉議長 御異議ないものと認め、本案件につきましては原案のとおり承認することにいたします。

4 その他

○森杉議長 以上で本日予定していた審議案件はすべて終了しましたが、委員の皆様方から御意見ございませんか。どうぞ。

○内海太委員 第 157 回審議会で議決しました、名取市閑上地区の区画整理事業について、若干お尋ねいたします。あの審議の際も、私から疑問を提示しました。というのは、この計画は、前に一歩進んでいるという点については評価されるけれども、地域住民の意見がまとまらない、当時から反対者が多いという中で、名取市長、名取市当局がかなり強引にやったという経過があって、その後の状況はマスコミでも大きく取り上げられた。半分の人たちが納得しないというので、名取市では、この計画決定について変更の検討をしているということも新聞等で詳しく報道されておりまして、議決した私たちにもずいぶん責任があるものと思っております。当時この案件について私が意見を提示した際に、佐藤委員が会長代理で審議した折りに、意見を附すか、附帯意見を付けるかという意見もありましたが、最終的には、その後の状況を踏まえながらということで、附帯意見は付けなかったということがあって、附帯意見を付けなかったことについてとやかく言うんではないですが、その後の状況が大変な状況になっているということについて、経過など聞いておきたいなというふうに思って、質問いたしました。どうぞ会長、よろしくお取りはかりをお願いいたします。

○森杉議長 事務局、お願いできますか。

○事務局（櫻井都市計画課長） 資料は用意しておりませんが、第 157 回の都計審ということで、昨年の 3 月ですね。名取市の閑上の土地区画整理事業の計画決定案件について、審議会に県として諮りまして、計画決定をしたという状況になってございます。県の計画決定案件というのは、実は、地方分権の絡みで、土地区画整理事業というのはもう、今の段階では市町の方に権限が降りておりまして、県の都決案件ではもうなくなりました。当時の 3 月というのはちょうど切り替え時期でございまして、県が当時は都市計画決定権を持っておりましたので、当時、閑上地区、元々の市街地全て、面積的には 120ha 程度、その全てを原位置再建という案件を計画決定いたしま

した。その後、市の方で、地元の方に説明を縷々しておりますけれども、いまだやはり、原位置再建については、特に若い世代の方々がここに住むのは極めて危険を感じるということで、もう少し東部道路の陸側の方に地型を移せないかという話でありますとか、もうちょっと自由に移転先を選べないのかということで、今、地元の方と市当局の間では意見の一致が見られていないというような状況でございます。一方で、この事業は、いわゆる復興交付金を使用しながら行う事業でございますので、復興庁の方もやはりこのまま、公共団体施行でございますので、同意率は関係ございません。市がやるといえばやれます。ただ、事業の加速のためには、円滑に進むためには、やはり地元の方々の同意というのがきわめて大事でございますので、区画整理事業というのは権利変換を伴いながらやりますから、その同意というのは大前提でしょうということで、もう少し柔軟な事業の展開というのはいけませんかという話もしているんですけども、なかなか原位置再建という方針を変更するという段には至っていないということでございます。ということでございまして、まだ、名取市といたしましては原位置再建を基本として、何とか地元への説得にあたっているという状況ではございますけれども、いまだ、住民の合意が得られていないという状況でございます。一方県といたしましては、復興庁、あるいは国土交通省も含めて、極めて、事業の内容についても、もう少し柔軟な形で、という形もありますし、このままいってもまだ事業化はむずかしいという状況ですので、事業認可権は県にあるわけなんですけれども、そういった観点からももう少し柔軟にやれないかという話もしておりますけれども、まだ市からは見直すという話は承っていないということで、まだ、現計画決定のまま、もうすぐ1年が暮れようとしておりますが、その後の状況であるということでございます。状況の報告といたしますか、まだ、当時の計画決定の内容から完全な見直しには至っていないというのが状況でございます。なお、状況の変化に応じまして、計画決定の内容等、事業の内容等が変わりましたら、又改めて報告をさせていただきたいと、そういうふうに思っておりますが、現時点ではそのような状況でございます。

○内海太委員 ありがとうございます。それ以上のことは、都市計画課長を責めるつもりではないんですけど、計画を持ってくる時点において、私が言ったとおり、大きな問題があったんです。これは名取市の人たちがはっきりそういっているんでね。あの地域が、ふたつに大きく割れたといってもいいんじゃないですか。最初から。区画整理で住みたいと、こう訴える人たちと、一方、東部道路の上の方に行きたいと。最初からそうなんです。かなり私は、強引な手法がこういう結果を生んだと思うんです。ですからこれを受ける私たちにもずいぶん責任があったように思うんですが、今後も、事業認可をする県も、しっかり名取市と協議しながらですね、将来に禍根を残さないような事業展開をしていただきたいと。区画整理事業は、私もずいぶん携わってまわっているんですが、自治体施行であれば、同意はもちろん要りません。しかし、換地になって大変なことになるんですよ。最初から反対している人は換地にも協力しないとか、いろんなことがあって、これはやはり自らの地域は自らで作るといって、そういう地域づくりの中で、住民の同意というのは、重要な役割を担っている。後はこれ以上申し上げませんが、是非住民の意向を尊重した、住民が安心してこの地域に住める、また別の地域に行っても住めるという、住民の居住する権利をですね、私はしっかり守ってもらいたいというふうに思って、これは要望してお

きます。状況によっては、この審議会に是非報告をしていただきたいと思います。お願いします。会長にもお願いしておきます。

○森杉議長 ありがとうございます。

では、どうぞ。

(委員に、資料「石巻市街地の災害時及びその後の交通状況」及び「最大浸水深分布図」配布)

○事務局（櫻井都市計画課長） 今お手元にお示した図面でございますが、カラーコピーで、「石巻市街地の災害時及びその後の交通状況」と書いてあるのが、いわゆる、当時の発災時の浸水状況でございます。浸水深の深さと、浸水のエリアが、ちょっと見にくくございますけれども、牧山を中心として、あるいは日和山といった山の間に、こういった形で浸水が、当時は津波の浸水被害があったというところがございます。それで、もう一つのカラーコピーでございます。「最大浸水深分布図」と書いたものでございます。これは、先程説明いたしました、都市計画道路の多重防御をしたときに、同じような波が、津波が来たときにどういう挙動を示すかというシミュレーションの結果でございます。申し訳ございません、これはシミュレーションの結果の生値でございますので、この形で市民には公表してございません。もう少しわかりやすい形にしております。このシミュレーション結果は、申し訳ございませんけれども取扱注意でお願いいたします。要は非常に分かり難い図面となっております、ある意味わかりやすいんですけど。シミュレーションというのは、条件によってすごく変わります。波の角度、それから波の発生時間ですね。潮位です。それによって大変変わりますので、一応我々としての考え方を整理したもののひとつでございます。御覧のとおり、黄色の線と白いところと分かれてございますが、この黒い線がいわゆる多重防御として位置づけた道路ということで、御覧のとおり、今次津波に遭っても、一定程度は防げる。一定程度という意味は、どうしても若干こぼれてしまう可能性があります。たとえば北上川周辺の堤防からやはり漏れます。ただ漏れても、こちらに書いてあるとおりの浸水深は0.5mでございます。今回の被災の状況を見ますと、水深2.0mと流速3.0m、これが分界点になってございまして、一般木造住宅の被災状況がここで転換してございます。それより深いところ、それより流速が高いところは、資産が完全に流出していると、木造住宅が完全にやられているというような分界点になります。我々としては浸水深2.0mと流速3.0m、これをひとつの、住める、一般住家の住めるひとつの目安にしようという考え方でございまして、石巻市の方もこういった形で、災害時の津波に対しても、元に戻って都市活動ができるということを持って、可住地域と非可住地域に分けたまちづくりをしていくという計画を立てたものでございます。それに合わせた、今回の都市計画道路の配置ということでございます。よろしくお願いいたします。

○森杉議長 よろしゅうございますか。ありがとうございます。

○事務局（櫻井都市計画課長） すいません、ただいまのシミュレーションの方についてはお手元においてお帰りいただけますと大変助かります。

○森杉議長 分かりました。それではこれにつきましては、お手元においておいてください。
他に御意見等ございませんか。よろしいですか。
それでは、これで本日の会議を終了いたします。御協力ありがとうございました。

5 閉 会

○司会（鈴木総括） 貴重な御審議をいただきまして、大変ありがとうございました。

以上をもちまして、第 161 回宮城県都市計画審議会を終了いたします。

なお、次回、第 162 回審議会の開催日程でございますが、変更の可能性もございますが、現時点では 2 月 12 日、火曜日を予定してございます。間隔が短い開催となり大変恐縮でございますが、御理解の上、御出席いただきますようお願い申し上げます。正式なお知らせにつきましては、日程が確定次第早めに御連絡申し上げたいと考えております。本日はありがとうございました。

午後 2 時 35 分閉会